

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会役員等の報酬および費用弁償規程

平成24年 3月27日 制 定

平成26年 3月27日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 会長、常勤役員等に対する報酬は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(諸手当)

第3条 常勤副会長に対して次の手当を支給する。

(1) 通勤手当

(2) 期末手当

2 手当の支給については、本会給与規程を適用する。

(支給日)

第4条 会長、常勤役員等の報酬は、毎月21日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、監事会、評議員会等の会議に出席するため、あるいは職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費および旅行雑費を支給する。

2 費用弁償は、役員等の居住地または勤務先から計算し、本会職員の旅費規程に準じた額とする。

3 旅行雑費の額は次のとおりとする。

1日につき780円

4 会長、常勤副会長については、本会旅費規程を適用する。

(その他)

第6条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から、従前の社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会役員等の報酬および費用弁償取扱要綱は廃止する。

付 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。